

旧奉天省撫順の有力者張家について

江夏由樹

はじめに

中国東三省は義和団事件の際にロシアの、日露戦争の際にはロシア、日本の侵略を受け、当時、この地域における清朝の主権は大きく脅かされていた。こうした事情を背景に、清朝は光緒三十三年（1907）、それまでの盛京將軍による東三省の軍政支配を改め、関内各省と同様に総督、巡撫を頂点とする行政機構をこの地域に設けた。初代総督徐世昌、及び第二代総督錫良のもとで、東三省地方権力は混乱を極めていたこの地域の内政再建に着手した。そうした内政再建政策の一つとして筆者が注目したのが、旧奉天省公権力による在地勢力の組織化であった。

日露戦争後の混乱期に、東三省の中心的な地域であった奉天省の公権力がその統治機構を再構築し、地方の末端にまでその支配を確立していくためには、まず、在地勢力の協力を得ることが必要であった。その背景には、地方官の「本籍廻避」が行われていたために、奉天に赴任した清朝官吏のほとんどが他省の出身であり、任地の实情に必ずしも明るくなかったという事情があった。そこで、清末の奉天地方権力は省内各地の有力者を諮議局、議事会、董事会等の「地方議会」、「地方自治会」のもとに組織し、こうした「地方自治的」な機関を通して、在地勢力を公権力に協力させていく体制の確立を図ったのである。一方、奉天の在地勢力もこうした「自治機関」設立の動きに積極的に呼応した。彼らは省の政治に対して発言権を獲得し、さらに、公権力を後盾にその在地支配を一層強化していくことを期待したのである。辛亥革命が起こり、奉天省に

においても反清運動が激化すると、他省出身の清朝地方官が独力で省内の秩序を維持していくことは極めて困難な情勢となった。そこで、清朝の奉天地方官は地方の実情に通じた諮議局議員等の協力を求め、奉天地元有力者が清朝地方官を補佐するという形で省の行政に直接関与し始めた。奉天統治の一翼を担うこととなった奉天地元の有力者は、ここで省の地方官僚としての地位を築き始めたのである。民国成立後、奉天出身の地方官僚は中央政府派遣の地方官の力を次第に凌駕し、やがて張作霖、張学良政権の中枢を支えていく存在にまで成長した。さらに、その一部は「満洲国」の成立の際にも重要な役割を果たしていったのである。このように、清末から「満洲国」の時代にいたるまでの奉天近代史を研究していくうえで、この地域の「在地勢力」の動向を分析することは重要な課題であると言えよう¹⁾。

ここで問題となる点は、「在地勢力」、あるいは「在地有力者」という語の内容である。確かに、清末以降の奉天地方政治はこの地方の「在地有力者」の手によって次第に動かされていった。しかし、こうした人物を地方の「有力者」とらしめていたその政治的、経済的、社会的な基盤とは何であったろうか。例えば、土地所有関係の問題から考えた場合、彼らを「地主」という範疇でとらえることは可能であろうか。また、彼らはそれまでの清朝官僚体系とはどのように結びついていたのであろうか。彼らの受けた教育、あるいは彼ら相互の姻戚、交友関係と言ったものはどのようなものであったろうか。本稿はこうした問題を考察していくための一つの手掛かりとして、旧奉天省撫順の実力者であった張家の場合について取り上げてみたい。張家は「家世々富豪を以て聞ゆ」と言われた奉天屈指の名家の一つであり²⁾、清末の奉天同盟会の指導者張裕、また後の張作霖、張学良政権、さらに「満洲国」の高官であった張煥相等の有力者を輩出したことで知られている。奉天における地主制の特質、この地域の有力者と清朝、日本との関係をはじめとして、近代中国東北地方の歴史を研究していくうえでの幾つかの重要な問題が、張家の歴史を探るなかで浮き彫りだされてくるであろう。

1 張榕について

辛亥革命時の各省における反清運動、独立運動の様子をまとめた『辛亥革命回憶録』という書物の中に「辛亥革命与張榕」という一文がある。この文章は、奉天における反清運動の指導者であった張榕の足跡、及びその家族の歴史について非常に興味ある事実を記している³⁾。筆者である秦誠至は張家の内情に詳しく通じており、文章の内容から推察すると、張榕の姉、張桂のまわりにいた人物であつたらしい⁴⁾。日本の陸軍士官学校第十九期学生（大正15年10月入学、昭和3年7月卒業）の名簿の中に奉天出身の秦誠至という学生の名前があるが⁵⁾、恐らくこれと同一人物であろう。後述するように、撫順の張家と日本の陸軍士官学校とは浅らかぬ因縁があつた。

なお、張榕については『革命人物誌』等のなかにもまとまった記載があり⁶⁾、また、最近公刊された辛亥革命時の檔案類のなかにも、張榕に関する記述をいくつも見出すことが出来る⁷⁾。こうした史料をも参照しつつ、奉天の「同盟会」指導者であつた張榕とは如何なる人物であつたかを、まず論じていくことにしよう。

(1) 張榕の家系

張榕は光緒十年（1884）に撫順の漢軍鑲黃旗人の家に生まれた。張家は代々清朝の太祖ヌルハチの陵墓である福陵の守護の任に当たっていたという⁸⁾。漢軍旗人とは漢人でありながら、清朝の八旗旗籍に編成されていた者である。その多くは清朝の入関以前、遼東の地で清朝のもとに投降した明朝の漢人兵士や農民の子孫であつたという⁹⁾。張家の祖先はもともと山東省歷城県の出身であつたというが¹⁰⁾、なぜ漢軍旗人に編入されていったのか、その経緯は明らかでない。清朝は漢軍旗人に対し旗人としての特別な保護を与えていた。しかしながら、清朝異民族支配のもとで彼らの置かれていた位置は微妙であつた。漢族は漢軍旗人を清朝異民族の配下と見なし、他方、満洲族は旗人であっても漢族である彼らに対し強い警戒の念を抱いていたという。つまり、時として、漢軍旗人は満洲族、漢族の双方から疎外される存在であつたと言えよう¹¹⁾。張榕が

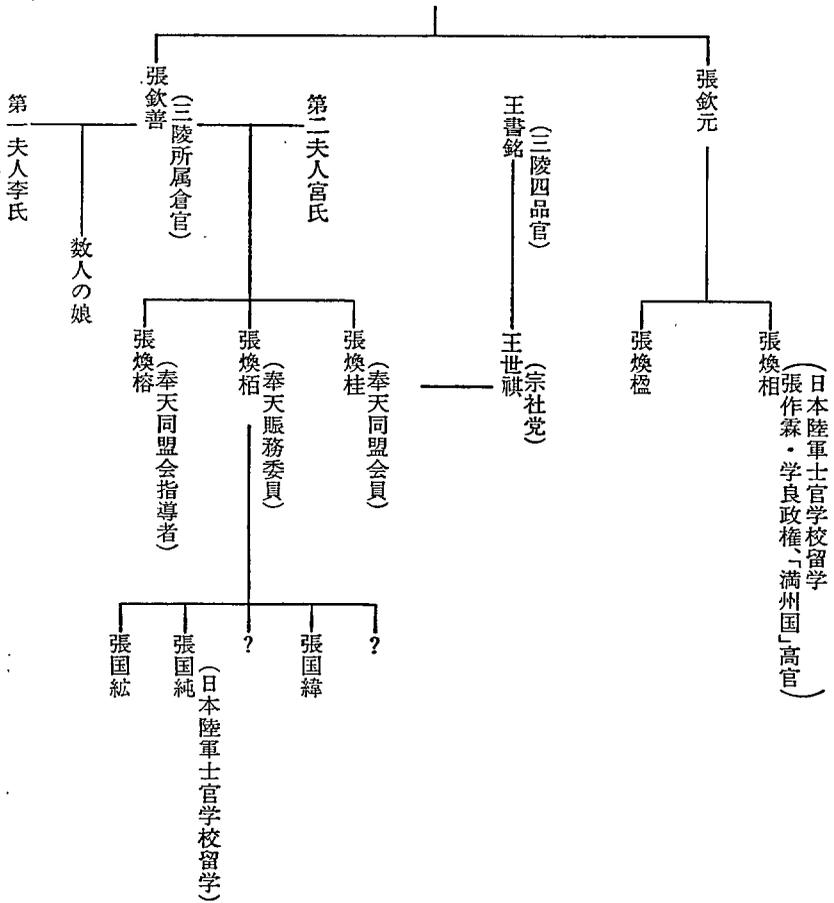
反清運動に身を投じていった背景には、彼が漢軍旗人であったということが影を落としていたのかもしれない。辛亥革命時の東三省総督趙爾巽、諮議局議長呉慶藻、諮議局副議長袁金鎧、奉天選出資政院議員王玉泉をはじめとして、奉天の実力者にはこうした漢軍旗人の身分を有する者が多かった¹²⁾。

張榕の父、張欽善は広寧府で三陵倉官を務め、その任官中にかんがりの蓄財を行っていたらしい。退官後、張欽善は奉天城内に広大な邸宅を買い求めている。秦誠至の記述によれば、張家は西豊県に40方(約19,200畝)の畑、奉天城西の二か所に一千余垧(約10,000畝)の低地(洼地)、さらに通化県に一つの焼鍋(醸造業)、新濱(興京)と撫順にそれぞれ粮棧(穀物問屋)を有していたという¹³⁾。これほど広大な面積の土地を有していたことから、張家が相当な資産家であったことが分かる。また、張家が奉天地方経済の流通、金融の要として機能を果たしていた焼鍋、粮棧を有していたという事実は興味深い。

秦誠至の記述から張榕の家族関係をまとめたものが、表1である。張欽善は第一夫人李氏との間に娘が数人いたが、秦誠至はこれらの娘については何も触れていない。第二夫人宮氏との間には二男一女がいた。息子が張煥栢、張煥榕(後に張榕と改名)、娘は張煥桂(後に張桂と改名)である。張桂は奉天に初めて設けられた女学校の教師をつとめ、弟張榕とともに奉天同盟会の重要な一員として活躍した。張煥栢(張榕の兄)は辛亥革命当時、奉天の賑務委員という要職にあったと記されているが、彼の経歴はよく分からない。張煥栢の五人の息子のうち、第四子張国純は張学良の援助で、後に日本の陸軍士官学校(第二十二期、昭和4年10月入校、昭和6年7月卒業)に留学している¹⁴⁾。

一方、張榕の叔父(張欽善の弟)が張欽元であった。張欽元の二人の息子が張煥相、張煥楹である。張煥楹についてはよく分からないが、張煥相は奉天政界では著名な人物であった。彼は東三省総督趙爾巽に選抜され、1909年(明治42年12月)から1911年(同44年5月)まで日本の陸軍士官学校に留学していた。彼の同期である第八期学生には、熙洽(後に張学良政権下の吉林省政府委員、「満洲国」財政部総長、同吉林省長、宮内府大臣等を歴任)、邢士廉(後に張学良政権下の遼寧省政府委員、「満洲国」中央陸軍訓練処長等)、于珍(後

表1 張榕を中心とした漢軍鑲黃旗人張氏家系



史料：「辛亥革命与張榕」、「辛亥革命回憶錄」592頁より作成

に張学良政権下の参議庁参議等), 吉興(後に「満洲国」吉林省警備軍指令官等), 于国翰(後に張学良政権下の参議庁参議, 「満洲国」鴨緑江採木公司理事長等)等が, 一期下の第九期学生(明治43年入学, 同44年11月退学)には臧式毅(後に張学良政権下の参議庁参議, 「満洲国」民政部総長, 同奉天省長, 参議府議長等を歴任)がいた¹⁵⁾。陸軍士官学校留学から帰国した後, 張煥相は張作霖, 張学良政権のもとで東省特別区行政長官等の要職を歴任し, 「満洲国」成立後は司法部大臣, 参議府参議等に任じられた¹⁶⁾。溥儀の『わが半生』のなかにも, 「満洲国」の時代や撫順刑務所に収容されていた当時の張煥相の様子が詳しく記されている¹⁷⁾。

なお, 秦誠至は述べていないが, 撫順の張氏には上記の他にも著名な人物がいた。例えば, その一人として張煥楨がいる。彼は, 清末に撫順から奉天諮議局議員, 辛亥革命後は奉天臨時省議會議員に選出され¹⁸⁾, さらに, 張煥相, 丁超等が1922年(大正11)に撫順に設立した「大同銀行」の經理等を務めた¹⁹⁾。張榕, 張煥相等との具体的な姻戚関係は分からないが, この張煥楨なども撫順の張氏一族であったと考えられる。

このように, 撫順の張家は清末以後の奉天地方社会で大きな勢力を有していた。では, こうした有力者の家に生まれた張榕がいかに反清運動に身を投じていったかを見てみることにしよう。

(2) 辛亥革命前の張榕

張榕が本格的に反清運動に関わり始めたのは, 勉学のために北京に赴いた二十歳前後の頃のものである。秦誠至によれば, 彼は十九歳で北京に新設された外国語学校, 譯学館に入学した。張榕はここで新学への傾倒を深めつつ, 劉仲彝, 黄中慧, 丁開璋といった天下の奇士と大いに交わったという²⁰⁾。1904年に日露戦争が起り, 東三省が日本, ロシアの両軍に占領されるという事態を迎えて, 張榕は北京から郷里の奉天に戻った。彼は日露両国の侵略に対し無力である清朝に対し激しい憤りを示し, 緑林(いわゆる馬賊)や地方の豪傑に呼びかけ, 興京, 海龍一帯で「閩東独立自衛軍」という組織を結成したという²¹⁾。『民国野史第二編』はこの組織について, 「(張榕は)家を毀りて兵を募り, 満洲

独立を謀倡す。附すもの数万人」と記している²²⁾。また一方で、彼はこの地域の有力者である王閣臣とともに民間の郷村自衛集団である「郷団」を組織した。しかし、民間有力者の武装化を恐れた清朝はこの郷団の解散を命じたという。張榕が興京、海龍一帯でこうした活動を展開したのは、秦誠至も強調しているように、この地域に張家の経済的、政治的な基盤が存在したからであった²³⁾。

日露戦争後、北京に戻った張榕は「革命派」の出版活動等に深く関わった。1905年、彼は呉樾とともに北京駅頭において憲政考察出洋大臣暗殺未遂事件を起こし、逮捕された²⁴⁾。この時、呉樾が壮絶な爆死を遂げたことは有名である。上述の黄中慧は刑部郎中であった父の黄永思を通して²⁵⁾、官宦李蓮英に張榕の助命を働きかけた。一方、張榕の姉張桂もやはり黄永思の仲介を頼んで、多額の賄賂を李蓮英に贈った。李蓮英は西太后に「張榕は我が家の息子のような存在（つまり、張の家は漢軍旗人であり、清朝三陵の守護の任に当たっていたという意味）であり、年端もいかぬ少年故、許しては如何か」と進言したという。皮肉なことに、張榕は漢軍旗人なるが故に助命され、天津刑務所に収容された。ここで、天津の典獄長王紹臣（王少臣、あるいは王璋）は張榕の「革命」への意気に大いに心を動かされ、二人は親交を結んだという。1908年夏、張榕は王紹臣とともに天津刑務所から脱獄し、塘沽から船で日本に逃亡した。当時、従兄弟の張煥相が日本に留学していたことは、既に述べた通りである。この時、姉張桂はあらかじめ王紹臣の母と妻に近づき、彼女らを天津から身の安全な奉天に呼び寄せ、その生活の面倒を見ていたという。東京で孫文等の同盟会指導部と合流した張榕は、引き続き、同盟会の奉天支部と密接な連絡をとり続けた²⁶⁾。

(3) 辛亥革命と張榕

武昌における新軍の蜂起の後、関内各省があいついで清朝からの独立を宣言するなかで、総督趙爾巽を頂点とする奉天地方権力は「奉天保安公会」という暫定的な行政機関を設けた。会長には趙爾巽自身が、その幹部には有力な奉天地方官、諮議局議員等が就いた²⁷⁾。混乱する省内各地の秩序を維持するために、奉天地方権力は地元有力者の協力を求めざるを得なかったのである。一方、辛

辛亥革命の勃発とともに、張榕は東京から奉天に戻り、この地の同盟会を指導することとなった²⁸⁾。かつて清朝の五大臣の暗殺を図って投獄され、また、孫文をはじめとする同盟会中央と東京で密接な関係を有していた彼が、奉天における反清運動の最高指導者に推されていったことは不思議ではない。

奉天における反清運動の特徴は、当初、この地の同盟会が清朝に対する武装闘争を控えたことであった。張榕等によれば、奉天における武装闘争の展開は日本の干渉を招く恐れがあった。奉天同盟会指導部は新たに設立された奉天保安公会内部で主導権を握り、武力を用いることなく、奉天省の独立を達成しようとした²⁹⁾。しかし、同盟会を代表した張榕は保安公会内部で参議部副部長という地位を得たにすぎず、この計画は、結局、失敗した³⁰⁾。張榕は奉天官憲の嚴重な監視下に置かれた。『清代檔案史料叢編 第八輯 東三省辛亥革命史料』には、当時、張榕の動静を探っていた官憲の報告書が多数収められている³¹⁾。さらに、総督趙爾巽は張作霖の部隊を洮南から奉天に呼び寄せ、有力な同盟会員であった新軍指導者、第二混成協統藍天蔚を奉天から放逐した³²⁾。

奉天保安公会が成立し、この地の反清運動が封じ込められていく状況のなかで、この地の同盟会は張榕を会長にして、「聯合急進会」という組織を結成した。「聯合急進会」は奉天の革命運動を担う中心的な機関としての役割を果たし、復州、莊河等の各地で繰り広げられていた反清運動への支援を強化していった³³⁾。

宣統三年十二月、趙爾巽は張作霖等の部隊を動員して同盟会指導部を急襲し、聯合急進会会長張榕、宝崑等の多数を殺害した。十二月五日の晩、張榕は保安公会参議部総長袁金鎧、同教育部副部長曾有翼と奉天西康里の德義楼で会食し、その帰宅途中、張作霖の配下によって射殺された。張榕は時に28歳であった。その日、張榕と張煥栢の家は張作霖の部隊の略奪を受け、その被害は5万5千3百余両にも上ったという³⁴⁾。近年公刊された『歴史檔案』のなかには、張榕殺害の状況を詳しく記した、張作霖から趙爾巽への報告書が収められている³⁵⁾。

この時、関内に脱出した張桂は張榕の死を孫文、黄中慧等に伝え、南京で張榕追悼の会が挙行されたという。また、衆議院議員であった呉慶瀾の計らいで、

張桂は衆議院において張榕殺害の経過を報告した。一方、張桂は趙爾巽、袁金鎧、張作霖を張榕殺害の件で高等法院に訴えることを試みたが、これは袁世凱の妨害によって阻まれたという³⁶⁾。

(4) 張榕にみる奉天在地勢力の台頭

以上に示したように、奉天の反清運動指導者、張榕の生涯は極めて波瀾に富んだものであった。本稿は奉天における辛亥革命の経過、張榕の生涯について詳細に論じることは出来ないが、張榕及び張家についての簡単な考察から、次のような点を指摘することが出来よう。

本来、清朝の制度のもとでは、地方の有力者が公にその地方の行政に関与することは許されなかった。しかし、筆者がかつて論じたように、遼陽の漢軍旗人であった袁金鎧はその在地支配力を背景に、清末から辛亥革命期の混乱期に、奉天地方政界で強い勢力を築き上げていった。袁金鎧は奉天の反清運動を弾圧した「保安公会」の中心的人物の一人であった³⁷⁾。その政治的立場は袁金鎧と全く異なったが、張榕の歩んだ道も、また、在地勢力の台頭という視点からとらえることが出来よう。張榕は、清末の混乱期、同家の持つ経済力とその地方社会における政治力を後盾にして、この地の反清運動指導者に台頭していったのである。つまり、「保安公会」、「聯合急進会」という二つの対立した組織の中核は、いずれも奉天地元の有力者によって支えられていたことになる。清朝からの独立をめぐる、両者の対立が激化していくなかで、それぞれの勢力を率いた張榕、袁金鎧等の地元有力者は奉天政界におけるその政治的な力を強化していったと言えよう。

同時に、これら地方有力相互の結びつきも見落とすことができない。例えば、秦誠至の記述によれば、張家と曾有翼の家はかねてより大変親しい関係にあった。張桂を奉天に新設された女学校の教師として招いたのも、奉天教育界の実力者、曾有翼であった。また、張榕殺害の計画を知った曾有翼は、あらかじめ張煥栢には奉天からの避難を示唆していたという³⁸⁾。さらに、政治的には対立した関係にあったはずの、張榕と袁金鎧の間もかなり緊密であった。『清代檔案史料叢編 第八輯 東三省辛亥革命史料』には、袁金鎧から趙爾巽に宛てら

れた手紙数通が収められている。そのなかには、袁金鎧がしばしば張榕と密会していたことが記されている。こうした会談のなかで、張榕は同盟会内部の事情を袁金鎧に話していた³⁹⁾。それぞれの政治的立場は異なっていたにせよ、奉天地元有力者相互の緊密な関係は、彼らがこの地の政界で台頭していくうえでの有力な武器となった。

辛亥革命の混乱期、相互に対立や依存の関係をはらみつつ、奉天地元の有力者はこの地方の政治の表舞台にと登場していった。では、次に、こうした張榕の反清活動を経済的に支えた、張家の経済基盤について考察してみよう。

2 張家の経済基盤

奉天同盟会の指導者、張榕が奉天、北京、東京の各地で活発な反清運動を進めていくために、多額の資金を必要としたことは言うまでもない。そうした資金のかなりの部分が張家の私的な経済力に負っていたことは、日露戦争時、張榕が実家の経済力を背景に興京や海龍で「関東独立自衛軍」や郷団を組織したことにも示されている。また、五大臣暗殺未遂犯として捕らえられた張榕の助命のために張家が多額の賄賂を官宦李蓮英に贈ったこと、張榕殺害時に張家の受けた損害が五万五千両以上にも上ったこと等の事実も、張家が相当な資産家であったことを裏付けている。こうした経済力を背景にしていたからこそ、張榕は辛亥革命期の奉天地方政界で大きな政治力を有することが出来たのであった。では、こうした張家の経済的な基盤とはそもそもどのようなものであったろうか。

前節に述べたように、張家は西豊県に40方(約19,200畝)、また、奉天近郊にも約10,000畝以上の土地を有していた。当時、西豊県の農家一戸が自足していくために必要な土地が約80畝程度であったとするならば、張家の所有した土地面積が如何に広大であったかが理解出来よう⁴⁰⁾。こうした事実は、1928年(昭和3)に天野元之助氏によって行われた調査によっても裏付けられている。それによると、張家の一族であり、当時、東省特別区長官であった張煥相は撫順に1,200余响(約12,000畝)、吉林省樺甸県に200余响(約2,000畝)という

広大な土地を有し、その土地の評価額は実に45万円にも上ったという⁴¹⁾。張作霖政權時代の奉天政治に詳しくた園田一亀氏は、張家を奉天屈指の「富豪」、「素封家」と表現している⁴²⁾。張家の経済的な基盤は、まず、こうした土地所有にあったと考えられる。では、張家はこうした土地をどのようにして獲得し、大地主としての地位を確立していったのであろうか。この問題を解く一つの鍵は、張家がもともと清朝三陵に所属した漢軍旗人であり、代々福陵の守護の任に当たっていたという点に存在しているようである。張家の経済基盤があったと言われる海龍、興京、西豊、通化等は、現在の遼寧、吉林省の境界に接した地域である。そもそも、清朝の時代、この地域には後述の「龍脈」に関わる清朝の封禁地や狩猟地が広く設けられ、一般人民がこれらの土地の業主権を持つことは許されていなかった。単に、「地主」という語では表現しきれない。複雑な事情が張家の土地支配の背後にあった可能性がある。

(1) 清朝の三陵について

張家が属した清朝の三陵とはヌルハチの祖先四祖、ヌルハチ自身、ホンタイジをそれぞれ葬った永陵、福陵、昭陵であり、各陵はそれぞれ興京近郊の啓運山、奉天、撫順近郊の天柱山、隆業山に位置していた⁴³⁾。三陵は陵墓と各陵に付属する三陵荘園、窰柴官甸地、三陵禁地から成っていた。三陵荘園は三陵の祀典に供献する果穀蔬菜を耕種するために設置された祭田であり、窰柴官甸地は陵寝を維持するための窰場を建て、窰土を挖取し、柴薪を採樵し、甎瓦を焼造するために用いられた土地であった⁴⁴⁾。一方、三陵禁地の存在は「風水」という中国の伝統的な思想と密接な関わりがあった。「風水説」とは、山川、水流の様子をみて、天地の二気が完全に調和する土地を選び、都城、住宅、墳墓などを築こうとする陰陽家の説である⁴⁵⁾。各帝の墳墓は王朝の生氣ともいふべき「龍氣」が最も興旺である地点に設けられなくてはならなかった。清朝は陵寝の尊厳を保ち、「龍氣」の道筋である「龍脈」を防護するために、三陵の陵寝を中心とする約十清里以内の土地における耕作、土石の採取、放牧、樹木の伐採等を禁じた。これが三陵禁地であり、このうち可耕地は後に三陵餘地と呼ばれた⁴⁶⁾。

民国初期に行われた天海謙三郎氏の調査によると、当時、撫順を中心に約1万6千6百畝余りの三陵荘園地が存在した。また、瀋陽県、撫順県にはそれぞれ2万4千畝余りの昭陵窰柴官甸地、3,200畝余りの福陵窰柴官甸地が設けられていた⁴⁷⁾。また、上述のように、三陵の各陵寢の周辺一帯には広大な面積の封禁地が設けられていた。例えば、福陵の禁地は東は興隆舖、西は毛軍屯、南は三家子、北は長嶺子という各屯にまたがっていたという⁴⁸⁾。昭和7年版の陸地測量部五万分の一地図によって確認すると、確かに陵寢から約5キロメートルはなれた地点にこれらの集落が位置している⁴⁹⁾。実に、10キロメートル四方の土地が福陵禁地であったことになる。また、こうした三陵禁地に加え、長白山につながる興京、柳河、通化県一帯にも永陵の「龍脈」を保護するために、永陵龍崗官山という広大な封禁地が設けられていた⁵⁰⁾。このように、三陵は単に清朝皇帝の陵墓というだけでなく、広大な土地を伴っていた。

三陵及びその付属地は清朝皇室の「私産」であったが⁵¹⁾、その実際の管理は三陵所属の官兵の手に委ねられていた。清末、三陵の守護を統括していたのは、三陵守護大臣であり、この職は興京副都統、盛京副都統によって兼務されていた。三陵の管理に直接携わっていたのが、各陵の総管、掌関防、四品官等の官員であり、これらの官員が三陵所属の官兵や旗丁を統率していた。総管は各陵の防護査巡、掌関防は典礼や祭品に関する事務について責任を負っていた。また、各陵の四品官（永陵の四品官は乾隆以前に廃せられ、掌関防がこれを兼務していた）は耕作等の各種の差役に従事していた多数の千丁、及び三陵付属耕地の管理を任務としていた⁵²⁾。つまり、この四品官が主に三陵の経済を管理していたと言えよう。

こうした三陵の機構のなかで張家はどのような位置にいたのであろうか。秦誠至はこの点でも興味深い事実を述べている。張榕の姉張桂は17歳で王書銘という人物の一人息子、王世祺と結婚した⁵³⁾。『奉天通志』記載の光緒二十年甲午科の挙人のなかに、鳳凰出身の漢軍正黄旗人王書銘という名前があるが、これが王世祺の父であるかもしれない⁵⁴⁾。秦誠至によれば、この王家というのは三陵の四品官を代々世襲した家であった。上記のように、四品官は三陵の財

政を統括した官兵であった。こうした王家と婚姻関係を結んだことを考えると、撫順の張家も三陵に所属する漢軍旗人社会の中ではかなりの地位にあったのであろう。張榕の父、張欽善が三陵の倉官をつとめていたことなども、張家が三陵の経済管理に深く関わっていた可能性を窺わさせる。

三陵が単に陵墓だけでなく、豊かな富を生み出す広大な土地から成っていたとするならば、王家やあるいは張家といった有力な三陵所属官兵はこれらの土地と実際にどのような関係にあったのであろうか。

(2) 三陵所属官兵と土地との関係

三陵付属地のうち、陵墓設立当時より既に耕作地であったのは祭田である三陵荘園だけであった。一方、磚瓦焼造用地であった窰柴官甸地、「龍脈」保護のための封禁地であった三陵禁地はともに本来の耕作地ではなかった。しかし、これらの土地の開墾は清朝の時代から相当進んでいたようである。天海氏の調査によると、すでに民国初頭までに三陵付属地のかなりの部分が三陵所属官兵の領種佃耕する耕作地と化していたという⁵⁵⁾。例えば、昭陵禁地の場合、昭陵所属官兵による私墾（公許を得ない開墾）が光緒年間以前より大規模に行われていた。本来、昭陵の防衛、管理に当たるべき官兵がその地位を利用して禁地の開墾を行い、その土地を事実上「占有」してしまっていたのである⁵⁶⁾。

他方、三陵所属官兵、旗丁の体恤、官差の補助を名目として、三陵付属地の開墾が公認されることもあった。一例を挙げれば、清朝は道光八年（1828）に昭陵窰柴官甸地（面積は未詳）、光緒四年（1878）に福陵窰柴官甸地三千余畝の開墾を認め、これらの土地の「耕作権」を各陵所属千丁に賞給した⁵⁷⁾。これら千丁は規程の「租」を三陵に納める限り、その土地を自由に使用、収益、処分することが出来たのである。天海氏はこうした三陵所属千丁の土地に対する権利を、「其佃権タルヤ実ニ業主権ニ遜色ナキ広汎ナル内容ヲ有スル所ノ一種強大ナル世襲永佃権ナリ」と説明している⁵⁸⁾。

ここに、清末以降の奉天の土地問題を考えていくうえで、興味ある一つの問題が存在する。つまり、三陵所属地は清朝皇室が「業主権」を留保した土地であった。しかし、三陵に所属した官兵、千丁等の一部は事実上これらの土地を

「占有」し、また、その一部は「業主権」と較べても遜色のない公認の「永佃権」を保持していたのである。こうした重層的な土地権利関係が存在した状況のもとで、三陵の管理を統括した各陵の総管、掌関防、四品官等の官員が、その権力を行使するなかで、自己の私的な権利を三陵付属地の上に確立していったことは十分に想像できる。福陵所属の張家が広大な土地を有していたということの背景には、こうした事情を考えてみる必要がある。

さらに、辛亥革命後、清朝皇室の「私産」と考えられていた官荘地等をどのように処分するかという厄介な問題が生じてきた。このうち、三陵付属地の場合について言えば、清朝皇室と三陵所属官兵等との間の土地権利関係を如何に整理するかということが問題になった。民国政府は、原則的に、三陵付属地をそのまま旧清朝皇室の「私産」である「皇産」として見なすことにした⁵⁹⁾。清朝皇室はこれらの土地から、従来通り、「租」を徴収する権利が認められたのである。

ただし、昭陵餘地の場合を例外として⁶⁰⁾、三陵所属官兵、千丁が有した土地に対する既得権はそのまま認められた⁶¹⁾。つまり、上述のような「永佃権」はそのまま残されたのである。さらに、三陵所属官兵にはあらためて福陵と永陵禁地内の未墾地の「永佃権」が優先的に払い下げられた。規程の「押租錢」、「租価」（いわゆる、「敷金」にあたる）を納めた三陵所属官兵は、毎年の「租」を三陵に納める限り、払い下げをうけた土地を自由に使用、収益、処分することが許されたのである⁶²⁾。換言すれば、清朝皇室の三陵付属地に対する業主権は留保されたものの、三陵所属官兵の土地に対する権利は一段と強化されたと言える。清朝皇室が有したのは単に「収租権」のみであり、土地は事実上三陵所属官兵の「占有」に帰したのである。各陵の総管、掌関防、四品官といった、政治的にも、経済的にも力を有した官員がこうした「永佃権」の払い下げに有利に応じたであろうことは想像に難くない。三陵の経済的な管理に関わっていたと考えられる張家が、「永佃権」の確認やその払い下げという機会を利用して、同家の旧三陵付属地に対する支配を拡大していった可能性は十分考えられる。こうした推測が正しいとするならば、当時、「土地を有す」ということの

意味は、必ずしも土地の「業主権」の保有だけを指したわけではなかった可能性がある。

「永佃権」だけでなく、辛亥革命後には、清朝皇室の「私産」である土地の「業主権」の払い下げも行われた。民国二年（1913）、興京、柳河、通化県の有力者の請願により、永陵の龍脈を保護していたと考えられていた永陵龍崗官山の封禁地のうち約一千数百万方（1方は240畝）という広大な土地が民間に払い下げられた⁶³。払い下げ価格は1方あたり240両から80両であった⁶⁴。多額の「地価」を支払うことの出来たこの地方の有力者は、旧清朝皇室の「私産」であった永陵龍崗官山の土地払い下げを受け、その地主としての地位を確かなものとしていったのである。張家がこの土地払い下げに如何に関わったかは明らかでない。しかし、かつて清朝の封禁地が広く設けられていたこの興京、通化一帯に張家の経済的基礎があったということを考えると、こうした清朝の封禁地の処分と張家の土地支配の拡大とが無関係であったとは思えない。

本節は、張家が代々三陵に所属した漢軍旗人であり、同家の支配した土地がかつて清朝「私産」の拡がっていた地域に広く存在していたことに着目した。もし、ここで推論したように、張家の財産が清朝皇室の「私産」であった土地の管理やその整理の過程で形成されてきたとするならば、そこには実に皮肉な事実が存在した。つまり、考えようによっては、張榕の反清活動を支えていた経済基盤とは、結局、清朝皇室の私的な財にその源が存在していたわけである。

結びに代えて

二十世紀初頭以降、奉天の地方社会では在地勢力の台頭が著しかった。そうした在地勢力の代表として、本稿は、奉天の反清運動指導者、張榕を輩出した撫順の張家について取り上げ、特に、同家の経済基盤について一つの推論を行った。この張家は撫順、海龍、興京等に広大な土地を所有した大地主として知られていた。一方、清朝の時代、この地域一帯には三陵付属地をはじめとして、清朝皇室の「私産」とみなされた土地（いわゆる「皇産」）⁶⁵が拡がっていた。張家はそうした清朝「皇産」の管理に深く関わっていたのである。本稿は、

張家の土地支配の起源や拡大が、「皇産」の管理、及び清末以降のこうした「皇産」の解体、処分と密接に関わっていた可能性について論じた。

「皇産」をはじめとする旗地や官荘の問題と結びつけて、清末以降における奉天の地主制の特徴をとらえていくことは、この地域の近代史を理解していくうえで重要な意味を持つ。清末の奉天地方有力者のなかに、なぜ趙爾巽、袁金鎧、呉慶濂、王玉泉といった漢軍旗人の身分を有する者が多かったのかという問題を解く一つの鍵もここにあるかもしれない。本稿は、とりあえず、こうした興味ある問題が奉天近代史研究のなかで残されていることを指摘したまでである。この問題をより実証的に考察していくことを、筆者の今後の課題としたい。

- 1) 奉天在地勢力の台頭については、拙稿「奉天地方官僚集團の形成 一辛亥革命期を中心に一」『経済学研究 31』（平成2年刊行予定）
- 2) 園田一亀『奉天派の新人と旧人』（奉天新聞社、大正12年）101頁
- 3) 秦誠至「辛亥革命与張裕」、中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄 第五集』（文史資料出版社、1981年）592—611頁所収
- 4) 秦誠至は張裕を「乾媽」と呼んでいた。同書593頁
- 5) 沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編第三十七輯 日本陸軍士官學校中華民國留學生名簿』（文海出版社、中華民國六十六年）83頁
- 6) 黄季陸主編「革命人物誌 第四集」（中央文物供應社、中華民國五十九年）408—415頁
- 7) 「辛亥革命在奉天」『歴史檔案』1981年第4期（1981年11月）17—29頁、「東三省辛亥革命史料」中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編 第八輯』1—321頁
- 8) 前掲『辛亥革命回憶錄 第五集』592頁。並びに前掲『革命人物誌 第四集』409頁
- 9) 『清国行政法 復刻版』（汲古書院、1972年）第四巻 275頁、並びに浦廉一「漢軍（烏真超哈）に就いて」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』（弘文堂書店、昭和5年）815—849頁
- 10) 前掲『革命人物誌 第四集』410頁
- 11) 前掲「漢軍（烏真超哈）に就いて」836頁
- 12) 『奉天通志』巻一百五十五「選挙二 举人 清」六十七、七十四頁、巻一百五十七「選挙四 歳貢下 清」十頁、巻一百五十八「選挙五 副貢 拔貢 清」十八頁、〔同書（洋装本）（古旧書店、1983年）第四冊、3617, 3621, 3645, 3668頁〕
- 13) 前掲「辛亥革命与張裕」592頁

- 14) 前掲『近代中国史料叢刊統編第三十七輯 日本陸軍士官学校 中華民國留學生名簿』115頁
- 15) 同書48—55頁。各人の経歴については、外務省情報部編纂『現代中華民國、滿州帝国人名鑑（昭和12年版）』（東亜同文会，昭和12年）631—32, 637, 633, 615, 654頁
- 16) 前掲『現代中華民國、滿州帝国人名鑑（昭和12年版）』658—59頁
- 17) 愛親覚羅・溥儀『わが半生（邦訳）』（筑摩書房，1977年）下冊121, 156頁
- 18) 前掲『奉天通志』巻一百六十「選挙七 新選挙」五十二，五十三頁，〔洋装本，第四冊，3725, 3726頁〕
- 19) 南滿州鉄道株式会社（藤井諒著）『満鉄調査資料 第120編 満州に於ける支那銀行の概要』（昭和4年）41頁
- 20) 前掲「辛亥革命与張裕」593—94頁
- 21) 同書594頁
- 22) 前掲『革命人物誌 第四集』410頁
- 23) 前掲『辛亥革命与張裕』594—95頁
- 24) 同書595頁
- 25) 外務省情報部『現代支那人名鑑』（大正13年）710頁。なお、黄中慧は後に満鉄囑託等を務めた。
- 26) 前掲「辛亥革命与張裕」595—97頁
- 27) 『盛京時報』宣統三年九月二十四日，同九月二十七日記事
- 28) 前掲「辛亥革命与張裕」597頁
- 29) 王魁喜，吳文銜，陸方，石箴，徐楓，徐鳳晨『近代東北史』（黒龍江人民出版社，1984年）375頁
- 30) 前掲『盛京時報』宣統三年九月二十四日記事
- 31) 「298 有関張裕等人活動的探報（十三件）」前掲『清代檔案史料叢編 第八輯』165—170頁
- 32) 前掲『近代東北史』375—76頁
- 33) 同書378—81頁
- 34) 前掲「辛亥革命与張裕」603—604頁
- 35) 「張作霖報告擊殺張裕等人呈」，前掲『歴史檔案』1981年第4期，22—23頁
- 36) 前掲「辛亥革命与張裕」607頁
- 37) 拙稿「旧奉天省遼陽の郷団指導者，袁金鏗について」『一橋論叢』第100巻6号 昭和63年12月
- 38) 前掲「辛亥革命与張裕」593, 602頁

- 39) 「151 袁金鎧致趙爾巽稟」前掲『清代檔案史料叢編 第八輯』91—92頁。また、こうした会談のなかで、張榕は自己の恩人である王紹臣の救出を袁金鎧に求めている。当時、王は天津の官憲に捕らわれていた。この張榕の願いを、袁金鎧は趙爾巽に、さらに趙爾巽は袁世凱に伝えている。「172 東三省総督趙爾巽致袁世凱函稿」、
「173 袁金鎧致趙爾巽稟」、同書 110 頁
- 40) (『満州国』臨時産業調査局『康徳三年度 奉天省西豊県 農村実態調査一般調査報告書』355 頁
- 41) 天野元之助『満州経済の発達』41頁、「東三省官憲有力者の土地所有状況(昭和3年調)」
- 42) 前掲『奉天派の新人と旧人』101 頁
- 43) 南満州鉄道株式会社編纂(天海謙三郎筆)『満州旧慣調査報告書前編ノ内 皇産』(大同印書館、大正3年)212 頁
- 44) 同書 209, 210, 226 頁
- 45) 松本雅明「風水説」『アジア歴史事典 第8巻』(平凡社、1961年)85 頁
- 46) 前掲『満州旧慣調査報告書前編ノ内 皇産』234 頁
- 47) 同書 221—229 頁
- 48) 同書 252 頁
- 49) 陸地測量部「満州五万分一図 旧站」「同 奉天城」(昭和7年製版)
- 50) 前掲『満州旧慣調査報告書前編ノ内 皇産』267—68
- 51) 「私産」という語は、清朝皇帝退位後の優待条件にある「其原有之私産」という用語に依った。南満州鉄道株式会社編纂(天海謙三郎筆)『満州旧慣調査報告書前編ノ内 内務府官荘』(大正3年)「参照」2 頁
- 52) 前掲『満州旧慣調査報告書前編ノ内 皇産』214—15 頁
- 53) 前掲『辛亥革命与張榕』593 頁
- 54) 前掲『奉天通志』卷一百五十五「選挙二 舉人」八十頁、〔洋装本、第四冊、3624 頁〕
- 55) 前掲『満州旧慣調査報告書前編ノ内 皇産』235—36 頁
- 56) 同書 244—46 頁
- 57) 同書 228—29 頁
- 58) 同書 231 頁
- 59) 同書 235 頁
- 60) 民国元年、当時の奉天官界の実力者であった趙爾巽、陳斌、周鑿祥、姜思治、聶汝清等は昭陵餘地を清朝皇室から「承租」し、ここに溥豊農場公司という農場を設けた。彼らはこの会社の株主となり、大いにその私利を追求したという。同書 247

頁

61) 同書 232, 236 頁

62) 同書 253—58 頁

63) 同書 270—71 頁

64) 同書, 「参照」 81 頁

65) 「皇産」とは, 中華民国より旧清朝皇室の原有私産と見なされた土地. 例えば, 内務府官荘, 盛京戸部官荘, 同礼部官荘, 同工部官地等を指す. 満州帝国協和会地籍整理局分会編『土地用語辞典』(巖南堂, 昭和 14 年) 214 頁

(一橋大学助教授)